（要領参考様式第１号）（第２関係）

（土地改良事業等補助金割当（変更）通知書）

|  |
| --- |
| 第　　　号  　　年　　月　　日  補助事業者名　様  長野県知事  年度土地改良事業等補助金の割当（変更）内示について（通知）  　　　　年度土地改良事業等補助金について、下記のとおり割当内示を（変更）しますので、土地改良事業等補助金交付（変更承認）申請書を提出してください。  なお、申請書の提出期限については、　　年　　月　　日とします。  記  １　事業名及び地区名  ２　事業費（変更後）　　　　　　　　　　　　　　　円  ３　補助金（変更）割当内示額　　　　　　　　　　　円 |

（注）事業名は、要綱別表第１の事業名を記入すること。

（要領参考様式第２号）（第３関係）

（土地改良事業等補助金交付決定通知書）

|  |
| --- |
| 長野県　　指令　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　事業（　　地区）補助金  円を次の条件を付して交付します。  　　　　年　　月　　日  長野県知事  補助金交付の条件　　別紙のとおり |

（注） １　事業は、要綱別表第１の事業名を記入すること。

２　補助金交付の条件は、（要領参考様式第２号－別紙）の補助金交付の条件の文例－１、文例２を参考にし、加除すること。

（要領参考様式第２号－別紙）（第３関係）

（補助金交付の条件の文例－１）（工事）

補助金交付の条件

１　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号）、長野県土地改良事業等補助金交付要綱（平成26年３月28日付け25農整第734号）、長野県土地改良事業等補助金交付要領（平成26年３月28日付け25農整第735号）に定めるところによるほか、２以下に掲げる事項に従わなければならない。

２　補助事業者は、工事の施工に当たっては、監督を厳正にし、工期内に完成するとともに疎漏工事のないようにしなければならない。

３　補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に関する証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

ただし、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（要綱様式第10号。国により様式が定められている場合はその様式）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

なお、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

４　補助事業者は、当該補助事業により取得した機械を貸付けする場合には、当該購入費の額から補助金に相当する額を控除した額の償却と維持管理に要する経費の額を限度とした貸付料でなければならない。

５　補助事業者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図り、１件の取得価格50万円以上のものにつき、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める期間（同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）内において、これを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

なお、当該期間内に承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

６　補助事業者は、当該補助事業が完了し又は中止若しくは廃止された場合において、当該補助事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告してその指示を受けなければならない。

７　補助事業者は、当該補助事業に係る受益地の全部又は一部が、当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第２項の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して８年以内に農地でなくなった場合には、「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還について（昭和45年７月４日付45農地Ａ1086号農林事務次官通達）」により、次の式によって得た額に相当する金額を返還しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　転用された受益地面積

　　　返還すべき額＝補助金の額×

受益地総面積

８　補助事業者は、当該補助事業に係る受益地の全部又は一部が、当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第２項の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して８年以内（土地改良法に基づかないで行われるものである場合は、当該事業に係る補助金の交付の最終年度の翌年度から起算して８年以内）に、「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還について（昭和45年７月４日付45農地Ａ1086号農林事務次官通達）」記の２の(1)の事由に該当した場合は、同通達により、次の式によって得た額に相当する金額を返還しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　開田面積（水使用面積）

　　　返還すべき額＝補助金の額×

受益地総面積

９　補助事業者は、事業の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年３月31日法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保しなければならない。

（要領参考様式第２号－別紙）（第３関係）

（補助金交付の条件の文例－２）（工事）

補助金交付の条件

１　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号）、長野県土地改良事業等補助金交付要綱（平成26年３月28日付け25農整第734号）、長野県土地改良事業等補助金交付要領（平成26年３月28日付け25農整第735号）に定めるところによるほか、２以下に掲げる事項に従わなければならない。

２　補助事業者は、工事の施工に当たっては、監督を厳正にし、工期内に完成するとともに疎漏工事のないようにしなければならない。

３　補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に関する証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

　　ただし、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（要綱様式第10号。国により様式が定められている場合はその様式）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

　　なお、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

４　補助事業者は、当該補助事業により取得した機械を貸付けする場合には、当該購入費の額から補助金に相当する額を控除した額の償却と維持管理に要する経費の額を限度とした貸付料でなければならない。

５　補助事業者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図り、１件の取得価格50万円以上のものにつき、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める期間（同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）内において、これを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

　　なお、当該期間内に承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

６　補助事業者は、当該補助事業が完了し又は中止若しくは廃止された場合において、当該補助事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告してその指示を受けなければならない。

７　補助事業者は、事業の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年３月31日法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保しなければならない。

（要領参考様式第３号）（第４関係）

（土地改良事業等補助金変更交付決定（承認）通知書）

|  |
| --- |
| 長野県　　指令　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　事業（　　地区）補助金の変更については、申請のとおり承認し、金　　　　円を金　　　　円に変更して交付します。（申請のとおり承認します。）  　　　　年　　月　　日  長野県知事 |

（注）事業は、要綱別表第１の事業名を記入すること。

（要領参考様式第４号）（第４関係）

（土地改良事業等中止（廃止、完了期限延長）承認通知書）

|  |
| --- |
| 長野県　　指令　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　事業（　　地区）の内容変更については、申請のとおり承認します。  　　　　年　　月　　日  長野県知事 |

（注）事業は、要綱別表第１の事業名を記入すること。

（要領参考様式第５号）（第４関係）

（土地改良事業等補助金繰越承認通知書）

|  |
| --- |
| 長野県　　指令　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　事業（　　地区）補助金の繰越については、申請のとおり承認します。  　　　　年　　月　　日  長野県知事 |

（注）事業は、要綱別表第１の事業名を記入すること。

（要領参考様式第６号）（第６関係）

土地改良事業等完了確認調査書（現地調査書）

[土地改良事業等出来高確認調査書]

年　　月　　日

長野県知事　様

調査者　職　氏　　　　名

土地改良事業等の完了確認調査（現地調査）[出来高確認調査]の結果は、下記のとおりです。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 調査年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 調査内容 | ①　予算の執行状況  ②　書類の整備状況  ③　事業の執行状況  （別添土地改良事業等遂行状況報告書（写し）のとおり） |
| 所見 |  |

（添付書類）　（要領参考様式第６号－別紙）

（要領参考様式第６号－別紙）（第６関係）

１　予算執行状況

(1)　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 金　　額 | 執　行　状　況 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

(2)　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 金　　額 | 執　行　状　況 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

２　書類の整備状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 確認項目 | 種類 | 確認する書類等 | 結　果 |
| (1) | 事業の履行を証する証拠書類の有無 | 工事 | 予算書の写し | 適 ・ 否 |
| 現金の出納に関する帳簿 | 適 ・ 否 |
| 経費の整理に関する帳簿 | 適 ・ 否 |
| 負担金又は賦課の徴収を証する書類 | 適 ・ 否 |
| 出面を証する書類 | 適 ・ 否 |
| 工事用資材等の検収及び受払を証する帳簿 | 適 ・ 否 |
| 工事日誌 | 適 ・ 否 |
| 出来高を証する帳簿  （出来高（型）設計書等） | 適 ・ 否 |
| 工事の施行状況を示す写真 | 適 ・ 否 |
| その他工事の施行を証する書類及び写真 | 適 ・ 否 |
| 業務 | 予算書の写し | 適 ・ 否 |
| 現金の出納に関する帳簿 | 適 ・ 否 |
| 経費の整理に関する帳簿 | 適 ・ 否 |
| 成果品、納入品又はこれらの写真 | 適 ・ 否 |
| その他契約の履行を証する書類及び写真 | 適 ・ 否 |
| (2) | 実際に取引された事実を示す証拠書類の有無 | 共通 | 補助事業者から請負業者又は受託業者への支払に係る支出命令書等 | 適 ・ 否 |
| 賃金、需用費、使用料及び賃借料等の支払に係る支出命令書等 | 適 ・ 否 |
| (3) | 補助事業者により行われた完了検査を示す書類の有無 | 共通 | 補助事業者が行った請負契約、委託契約等の検査調書又は給付完了調書 | 適 ・ 否 |

（注） １　該当ない項目や額の確定時に確認する項目は、斜線等で削除すること。

２　発注工事又は業務ごとに「完了確認において確認する書類等」を確認すること。

３　業務は、「建設工事に係る業務」及び「その他の業務」をいうものであること。

（要領参考様式第７号）（第７関係）

（土地改良事業等補助金額確定通知書）

|  |
| --- |
| 長野県　　達　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付け　　指令　　第　　号で（変更）交付決定した  事業（　　地区）補助金の額を金　　　　円と確定します。  　　　　年　　月　　日  長野県知事 |

（注）事業は、要綱別表第１の事業名を記入すること。

（要領参考様式第８号）（第９関係）

（土地改良事業等補助金全部（一部）取消決定通知書）

|  |
| --- |
| 長野県　　達　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で（変更）交付決定[確定]した  　事業（　　地区）補助金を下記の理由により全部（一部）取り消します。  　　　　年　　月　　日  長野県知事  記  １　（変更）交付決定[確定]金額　　　　　　　円  ２　取消金額　　　　　　　　　　　　　　　　円  ３　取消理由 |

（注）事業は、要綱別表第１の事業名を記入すること。

（要領参考様式第９号）（第10、第12関係）

（土地改良事業等補助金返還命令書）

|  |
| --- |
| 長野県　　達　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で（変更）交付決定[額の確定を]した　　　　事業（　　地区）補助金を下記のとおり返還することを命じます。  　　　　年　　月　　日  長野県知事  記  １　返還命令金額　　　　　　　　　　　　　　円  ２　返還期限　　　　　　　年　　月　　日  ３　返還先 |

（注）事業は、要綱別表第１の事業名を記入すること。

（要領参考様式第10号）（第13関係）

（土地改良事業等補助金返還期限延長承認（不承認）通知書）

|  |
| --- |
| 長野県　　指令　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった　　　　事業（　　地区）補助金の返還期限延長については、下記のとおり承認します。[下記の理由により承認できません。]  　　　　年　　月　　日  長野県知事  記  返還期限延長による納期　　　　　　年　　月　　日  [承認できない理由] |

（注）[　]は、不承認の場合に記入すること。

（要領参考様式第11号）（第13関係）

（土地改良事業等補助金返還命令取消（取消不承認）通知書）

|  |
| --- |
| 長野県　　指令　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった　　　　事業（　　地区）補助金に係る返還命令を下記のとおり取り消します。[下記の理由により取消しできません。]  　　　　年　　月　　日  長野県知事  記  １　返還命令取消金額　　　　　　　　　　　　円  ２　返還命令取消理由  [取消しできない理由] |

（注）[　]は、返還命令を取消しできない場合に記入すること。

（要領参考様式第12号）（第14関係）

（土地改良事業等補助金返還命令に係る加算金納入免除（不承認）通知書）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 長野県　　指令　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった　　　　事業（　　地区）補助金の返還に係る加算金を、下記のとおり免除します。[下記の理由により免除できません。]  　　　　年　月　　日  長野県知事  記  加算金調書   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業名  (地区名) | 補助金  受領額 | 補助金 | 返還補  金額助 | 規則第17条に  よる加算金額 | 免除額 | 備考 | |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |   [加算金を免除できない理由] |

（注）[　]は、免除を認めない場合に記入すること。

（要領参考様式第13号）（第14関係）

（土地改良事業等補助金返還に伴う延滞金免除（不承認）通知書）

|  |
| --- |
| 長野県　　指令　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった　　　　事業（　　地区）補助金の延納に伴う延滞金を、下記のとおり免除します。[下記の理由により免除できません。]  　　　　年　　月　　日  長野県知事  記  １　延滞加算金額　　　　　　　　　円  ２　免除申請金額　　　　　　　　　円  [延滞金を免除できない理由] |

（注）[　]は、免除を認めない場合に記入すること。

（要領参考様式第14号）（第15関係）

（土地改良事業等財産処分承認（不承認）通知書）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 長野県　　指令　　　第　　　号  補助事業者名  　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった　　　　事業（　　地区）補助金の土地改良事業等財産処分について、下記のとおり承認します。[下記の理由により承認できません。]  　　　　年　　月　　日  長野県知事  記  （単位：円）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 地区名  (箇所名) | 取得時の状況 | | | | | 処分の方法 | | | | | 備考 | | 取得  財産  内容 | 事業費 | 財源内訳 | | 取得  年月日 | 処分  対象  財産 | 処分  方法 | 処分  予定  時期 | 評価額 | 処分後  の措置 | | 県費  補助金 | その他 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   [不承認の理由] |

（注）[　]は、承認しない場合に記入すること。